

社会福祉法人フラット

計画相談支援事業所「座ぐり」「手織り」

相談支援専門員 / 相談支援員

■法人について

社会福祉法人フラットという法人名は「フラットな社会を創りたい」という想いを込めています。

フラットな社会とは、障害の有無にかかわらず誰もが「多様な経験から自己選択でき、あたりまえを、あたりまえに」実現できている社会を指します。

障害のある方々の多くは、入浴や起床、食事といった生活時間、外出先、職業の選択など、障害がある方には様々な場面で制約があります。私たちは既成概念にとらわれず、誰もが【あたりまえ】に豊かな人生を歩むサポートをしてまいります。

■事業所について

「座ぐり・手織り」は、一般相談、計画相談を行う相談支援事業所です。

利用者の「人生」に伴走する相談支援で可能性を広げ、人生を豊かにすることをテーマにサービスを提供しています。

実施事業：

「指定特定相談支援」「指定障害児相談支援」

「地域移行支援」「地域定着支援」「自立生活援助」「市町村相談支援」

フラットの相談支援は全ての障害、程度、子ども～大人までを対象にしています。

障害の種類や重さ、年齢で区別することなく、その方の人生に伴走し、共に考え、障害の有無によって分け隔てられる事無く、その人らしい人生を歩むサポートをしていきます。

■募集職種

相談支援専門員

相談支援員

■雇用形態

正社員

■勤務地

千葉県白井市南山 1-8-1

白井市障害者支援センター



■業務内容

- ・障害のある方へのサービス等利用計画の作成
- ・関係機関との連絡調整
- ・アセスメント
- ・モニタリング

など、相談支援専門員の業務全般

■応募資格（いずれか必須）

- ・相談支援従事者初任者研修を受講済みの方
 - ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格をお持ちの方
- ※相談支援の実務経験は問いません

■給与・待遇

月給 250,000 円～350,000 円

賞与 4 か月分支給実績あり

※現職収入を考慮します

■勤務時間

8：30～17：30（休憩 60 分）

※担当案件によっては土日に対応いただく場合もございます。

その場合は月～金で休日の振替を行います。

■休日・休暇

土曜日、日曜日

※第 2、第 4 土曜日に出勤あり、月～金で休日の振替を行います。

夏季休暇 5 月～9 月の間で、土日を含む 5 連休

冬季休暇 10 月～3 月の間で、土日を含む 6 連休

■福利厚生

- ・借り上げ社宅制度
- ・資格取得支援制度
- ・退職金制度
- ・社会保険完備
- ・交通費支給あり

■応募方法・問い合わせ先

社会福祉法人フラット

法人本部 採用担当

TEL：047-401-3333

Mail：jinji@flat.or.jp



FLAT